

大分県妊活応援検診費助成制度 Q & A

令和2年10月1日時点

① 助成要件・助成内容等について

Q1 検査開始日以降に婚姻しましたが、助成の対象となりますか。

A1 婚姻日以降に行った検査については、助成の対象となります。

Q2 検査開始日時点では、妻の年齢は42歳でしたが、何度か検査を受診している間に、43歳に到達しました。その後の検査は対象となりますか。

A2 検査開始日時点で43歳未満であれば、検査の途中で43歳に到達しても、検査開始日から1年以内の検査については、助成の対象となります。

Q3 妻の年齢が30歳以上かつ婚姻から2年を超えています。助成の対象となりますか。

A3 令和4年3月31日までに検査を開始した場合は、助成の対象となります。

Q4 検査開始日時点では、夫婦ともに大分県外に居住していましたが、申請日時点では大分県内に住所登録がある場合、助成の対象となりますか。

A4 対象となります。

Q5 所得額とは収入額のことですか。

A5 所得額は、収入額から必要経費等を控除した額です。算出方法などの詳細は、大分県ホームページでご確認ください。

Q6 検査開始日とはいつのことですか。

A6 検査を複数回にわたり受診した場合は、そのうち最も早い日をいいます。

Q7 夫婦が別々の日に検査を受けましたが、検査開始日はいつになりますか。

A7 夫婦それぞれが初めて検査を受けた日のうち、いずれか早い日が検査開始日となります。

Q8 検査が1日で終了せず、複数回にわたり実施しました。助成の対象となりますか。

A8 複数回にわたり検査を実施した場合も、助成の対象となります。

Q9 助成の対象となる期間はいつからいつまでですか。

A9 検査開始日から1年間です。1年を経過した後に行った検査は対象外となります。

Q10 検査終了日とはいつのことですか。

A10 医師が検査終了と判断したときとなります。なお、「人工授精」や「特定不妊治療(体外受精・顕微授精)」を開始した時点で助成対象期間は終了となります。

Q11 助成の対象となる検査の指定はありますか。

A11 検査の指定はありません。医師が必要と認める不妊検査であれば助成の対象となります。
ただし、「人工授精」や「特定不妊治療(体外受精・顕微授精)」を開始した場合は、その後の検査は助成対象外となります(Q10 参照)。

Q12 過去にも不妊検査を受診したことがありますが、今回、再度不妊検査を受診しました。申請できますか。

A12 大分県又は大分市から助成金を受給していない場合は申請可能です。

Q13 検査の結果、医師から薬剤を院外処方されましたが、助成の対象になりますか。

A13 検査の結果を受け実施した治療や薬剤の院外処方は助成対象外です。

Q14 受診等証明書(第2号様式)の発行にかかった費用は助成の対象となりますか。

A14 助成の対象となります。

Q15 申請書類で必要な戸籍謄本の発行手数料は、助成の対象となりますか。

A15 助成対象者の要件を証明する、戸籍謄本や住民票、所得・税額証明書などの費用は助成対象外です。

Q16 夫婦が県内と県外で別居しており、県外居住地においても不妊検査の助成制度があるため、助成金を受給しました。この場合、大分県でも申請可能ですか。

A16 大分県又は大分市以外の自治体から助成金を受給した場合、当該助成額を除いた残りの費用部分を助成対象とします。

② 申請書(第1号様式)の記載方法について

Q1 「申請者」は、夫婦のどちらになりますか。

- A1 ①夫婦が県内で同居している場合…夫婦のどちらでも結構です。
②夫婦が県内で、大分市と大分市以外の市町村で別居している場合
…夫婦のどちらでも結構です。ただし、大分市在住の方が申請者となる場合は大分市保健所へ、大分市以外の市町村在住の方が申請者となる場合は、大分県こども未来課へ申請してください。
③夫婦が県内と県外で別居している場合…県内在住の方が申請者となります。

Q2 申請日はいつになりますか。

A2 窓口での申請の場合は、受理日が申請日になります。
郵送での申請(大分県に申請する場合のみ。大分市への申請は郵送不可。)の場合は、原則、消印日を申請日として取り扱います。
(申請書の申請日欄には記入した日を記載していただいて結構です。)

Q3 振込口座は、どの口座でも良いですか。

A3 振込口座は、申請者名義の口座に限ります。

③ 提出書類について

Q1 夫婦ともに外国籍のため、戸籍謄本を提出できませんが、何を提出すればよいですか。

A1 婚姻関係が確認できる書類（婚姻届受理証明書や、自国で発行された婚姻証明書のコピー（翻訳添付））を提出してください。

Q2 マイナンバーが記載された住民票を取得してしまいました。再取得する必要がありますか。

A2 マイナンバーを黒塗りして提出していただければ再取得の必要はありません。

Q3 領収書の提出は必要ですか。

A3 必要ありません。

④ 申請方法等について

Q1 申請先はどこですか？

A1 ◆大分市にお住まいの方

下記窓口のいずれかに提出してください（郵送不可）。

大分市保健所健康課（大分市荷揚町 6-1）

東部保健福祉センター（鶴崎市民行政センター内）

西部保健福祉センター（植田市民行政センター内）

◆大分市以外にお住まいの方

下記窓口へ提出してください（郵送可）。

※郵送の場合は、簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達記録される郵便で送付してください。その際、消印日を申請日として取り扱います。

大分県福祉保健部こども未来課こども企画班

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

Q2 夫が大分市、妻が大分市以外の県内市町村で別居している場合、県と大分市のどちらに申請すれば良いですか。

A2 申請者の居住先で判断します。この場合、申請者が夫となる場合は大分市、申請者が妻となる場合は大分県に申請します。

Q3 申請書に不備があった場合、どうなりますか。

A3 申請書類の不備等があった場合や、記載内容に疑義がある場合、電話等でご連絡します。書類の修正、追加等については速やかに対応ください。

Q4 いつまでに申請する必要がありますか。

A4 「検査終了日」または「検査開始日から1年を経過した日」のいずれか早い日が属する年度の末日（3月31日）までに申請してください。

ただし、上記のいずれか早い日が、2月1日～3月31日の場合は、5月31日まで申請可能です。なお、窓口申請の場合、3月末日又は5月末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が申請期限となりますのでご注意ください。

Q5 助成金の申請は、何回行えますか。

A5 助成金の申請は、夫婦で1回限りです。複数回にわたり検査を行った場合は、最後の検査が終了した後、まとめて申請してください。

なお、申請後に再度検査した場合、申請済額が助成上限額に達していない場合でも、再度の助成金の申請は受け付けませんのでご注意ください。

Q6 複数回の検査の途中で、自己負担額が3万円を超過しました。この時点で申請ができますか。

A6 検査の途中においても助成金の申請は可能です。医療機関に受診等証明書（第2号様式）の発行を依頼してください。

⑤ 申請から振込まで

Q1 助成金はどのくらいで振り込まれますか。

A1 書類の不備等がなければ、申請書受理日から概ね1か月程度で承認決定通知を発送し、そこから約1か月程度で指定口座に振込を行います。なお、年度末等、申請が集中する時期は、振り込みに日数を要する可能性があるのご了承ください。

⑥ 医療機関について

Q1 医療機関の指定はありますか。

A1 妊活応援検診を実施している医療機関を、大分県福祉保健部子ども未来課ホームページに掲載しています。なお、掲載以外の医療機関で受診することも可能ですが、助成金の申請に必要な「受診等証明書」の発行が可能かどうか予め医療機関にお問い合わせください。

Q2 県外の医療機関で検査を受けても対象になりますか。

A2 受診を証明する指定の様式（受診等証明書（第2号様式））の発行が可能な医療機関であれば対象となります。

Q3 夫婦で別々の医療機関を受診しました。両方とも対象になりますか。

A3 対象となります。ただし、両方の医療機関から受診等証明書（第2号様式）の発行を受ける必要があります。

Q4 検査の結果、より高度な検査を行うため転院しましたが、助成の対象となりますか。

A4 対象となります。ただし、医療機関ごとに受診等証明書（第2号様式）の発行を受ける必要があります。

⑦ その他

Q1 どのタイミングで検査を受けたら良いですか。

A1 妊娠を希望し性交しているにもかかわらず、「なかなか妊娠しないな」と思ったとき、遅くとも1年程度妊娠しない場合は受診をお勧めします。特に、女性の年齢が30歳以上の場合や気になる症状がある場合は、早めに受診した方が良いかもしれません。

Q2 不妊治療はどのようなものがありますか。

A2 タイミング法や人工授精などの一般不妊治療や、体外受精や顕微授精などの生殖補助医療（特定不妊治療）など、様々な原因に応じた治療法があります。

Q3 検査や治療の費用はどのくらいかかりますか。

A3 検査や治療の内容によって異なります。受診される医療機関に直接お問い合わせください。

Q4 不妊治療の助成制度はありますか。

A4 大分県では体外受精や顕微授精を受けた場合に要した費用の一部を助成しています。また、県内市町村でも独自の助成制度を設けている場合がありますので、詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。